○法務省令第九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　齋藤　健

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
［第一款・第二款　略］	［第一款・第二款　同上］
第三款　刑事局（第八条）	第三款　刑事局（第八条・第八条の二）
［第四款・第五款　略］	［第四款・第五款　同上］
第六款　人権擁護局（第十六条・第十六条の二）	第六款　人権擁護局（第十六条）
第七款　［略］	第七款　［同上］
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
附則	附則
（調査救済調整官）	
第十六条の二　調査救済課に、調査救済調整官一人を置く。	
２　調査救済調整官は、命を受けて、調査救済課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	
（外国人施策推進室）	（外国人施策推進室及び政策調整官）
第二十八条　政策課に、外国人施策推進室を置く。	**第二十八条**　政策課に、外国人施策推進室及び政策調整官一人を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
［項を削る。］	４　政策調整官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整に関する事務をつかさどる。
［条を削る。］	［条を加える。］
（在留管理業務室及び在留審査調整官）	（在留管理業務室及び在留審査調整官）
第三十条　［略］	**第三十条**　削除
（支援企画官）	
第三十一条　在留支援課に、支援企画官一人を置く。	**第三十一条**　［同上］
２　支援企画官は、命を受けて、在留支援課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。